



会員事業所の皆様へ

— 生命共済制度 —

ひめつと共済

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)
+姫路商工会議所独自の給付制度(見舞金, 祝金制度)

ご留意ください 姫路商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称が姫路商工会議所生命共済制度です。それを個別にご加入いただくことはできません。

* 入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)

事業所の**福利厚生制度の充実**と
経営安定の一助としてご活用ください！

業務上、業務外を問わず**24時間保障**

1年更新で医師の**診査なし**

剰余金があれば**配当金**も！

ガン入院一時金

ガン先進医療一時金

6大生活習慣病入院一時金

商工会議所独自の給付制度も！

(健康増進に役立つ付帯サービスも！)

* 禁煙外来紹介サービス
* ストレスチェック機関紹介・取次サービス etc



【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等がお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

 **姫路商工会議所**

THE HIMEJI CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

生命共済制度の内容

【保障内容】

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特 約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
死 亡	不慮の事故により死亡されたとき ＜死亡保険金（主契約）＋災害保険金＞		250 万円	500 万円	750 万円	1,000 万円	1,250 万円	1,500 万円	1,750 万円	1,900 万円	1,950 万円	2,000 万円
	上記以外の事由により死亡されたとき ＜死亡保険金（主契約）＞		50 万円	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円	300 万円	350 万円	400 万円	450 万円	500 万円
高 度 障 害	不慮の事故により高度障害状態※1の いずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＋災害高度障害保険金＞		250 万円	500 万円	750 万円	1,000 万円	1,250 万円	1,500 万円	1,750 万円	1,900 万円	1,950 万円	2,000 万円
	傷害または疾病により高度障害状態※1の いずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＞		50 万円	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円	300 万円	350 万円	400 万円	450 万円	500 万円
入 院 治 療	不慮の事故により1日以上の入院をした とき（同一事故による入院は、更新前の 入院日数を含み、通算60日限度） ＜入院給付金＞	日 帰 り 入 院 か ら 保 し ま す	1日につき 2,000 円	1日につき 4,000 円	1日につき 6,000 円	1日につき 8,000 円	1日につき 10,000 円	1日につき 12,000 円	1日につき 14,000 円	1日につき 15,000 円	1日につき 15,000 円	1日につき 15,000 円
	ガン※2で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) ＜ガン入院一時金＞		20,000 円	40,000 円	60,000 円	80,000 円	100,000 円	120,000 円	140,000 円	160,000 円	180,000 円	200,000 円
	6大生活習慣病※3で1日以上の入院を したとき(1年に1回限度) ＜6大生活習慣病入院一時金＞		10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円	70,000 円	80,000 円	90,000 円	100,000 円
	ガン※2の治療を直接の目的とした先進医療に よる療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞		50,000 円	100,000 円	150,000 円	200,000 円	250,000 円	300,000 円	350,000 円	400,000 円	450,000 円	500,000 円

- ・保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当されたとき、保険金などをお支払いします。
- ・災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
- ・災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
- ・ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また隨時見直しがなされています。
- ・日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてア クサ生命が判断いたします。

※ 1 お支払いの対象となる高度障害状態

- ・両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ・中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ・胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ・両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ・両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ・1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ・1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※ 2 お支払いの対象となるガン

- ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- ・消化器の悪性新生物
- ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- ・骨および関節軟骨の悪性新生物
- ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- ・中皮および軟部組織の悪性新生物
- ・乳房の悪性新生物

- ・女性生殖器の悪性新生物
- ・男性生殖器の悪性新生物
- ・腎尿路の悪性新生物
- ・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
- ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
- ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
- ・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
- ・独立した（原発性）多部位の悪性新生物
- ・上皮内新生物
- ・真正赤血球増加症（多血症）
- ・骨髄異形成症候群
- ・慢性骨髄増殖性疾患
- ・本態性（出血性）血小板血症
- ・ランゲルハンス細胞組織球症

※ 3 お支払いの対象となる6大生活習慣病

- ・糖尿病
- ・心疾患
- ・高血圧性疾患
- ・脳血管疾患
- ・肝硬変
- ・慢性腎不全

【姫路商工会議所独自の給付制度】

給付内容 \ 口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
事故通院見舞金	5,000円	一律 10,000円	一律 20,000円						一律 30,000円	
病気入院見舞金	一律 10,000円			一律 20,000円						一律 30,000円
親介護認定見舞金	一律 10,000円			一律 20,000円						一律 30,000円
結婚祝金	一律 5,000円			一律 10,000円						一律 15,000円
出産祝金	一律 5,000円			一律 10,000円						一律 15,000円
成人祝金（二十歳祝金）	一律 5,000円			一律 10,000円						一律 15,000円
還暦祝金	一律 5,000円			一律 10,000円						一律 15,000円
簡易人間ドック補助 (会議所実施分)	一律 3,000円									

- ・事故通院見舞金は加入者（被保険者）が不慮の事故により5日以上実通院されたとき、年1回を限度としてお支払いします。
 - また、入院給付金または死亡保険金の支払い対象となる場合は重複してお支払いいたしません。
 - ・病気入院見舞金は加入者（被保険者）が加入後1年以上経過していることを条件として病気による入院が5日以上の場合にお支払いします。ただし、同一の病気・治療を目的とした2回以上の入院は1回のみのお支払いとなります。また、一時金または死亡保険金の支払い対象となる場合は重複してお支払いいたしません。
 - ただし、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときはお支払いします。
 - ・親介護認定見舞金は加入者（被保険者）の父母が公的介護保険制度の要介護『3』以上に新規該当されたときにお支払いします。
 - ・結婚祝金は加入者（被保険者）が保険期間中に結婚されたときにお支払いします。
 - ・出産祝金は加入者（被保険者）またはその配偶者が保険期間中に出産されたときに一人につきお支払いします。
 - 3人目以上の出産については2倍の祝金を支給します。
 - ・成人祝金は加入者（被保険者）が保険期間中に成人（満年齢20歳）されたときにお支払いします。
 - ・還暦祝金は加入者（被保険者）が保険期間中に還暦（満年齢60歳）を迎えたときにお支払いします。
 - ・簡易人間ドック補助は加入者（被保険者）が保険期間中に当会議所が実施する簡易人間ドックを受診された場合に受診料を割り引きします。
- ※見舞金・祝金は支払い発生事由の日から3年以内の申請に限ります。詳細は、『見舞金・祝金制度』規則にてご確認ください。
- ※「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、姫路商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）および入院給付金付災害割増特約と同様に取り扱います。
- ※姫路商工会議所独自の給付制度は、制度運営費の一部によってまかなわれます。

必要書類

- 事故通院見舞金、病気入院見舞金…診断書等の医師の証明書、領収証またはその写し
- 親介護認定見舞金…父母との続柄が分かる書類および介護保険被保険者証または、要介護認定・要支援認定等結果通知書（いずれも写し可）
- 結婚祝金…婚姻届受理証明書またはその写し（戸籍謄本または抄本の写し可）
- 出産祝金…母子健康手帳等の出産した事実が分かる書類またはその写し
- 成人祝金、還暦祝金…運転免許証、健康保険証、その他身分証明書で生年月日の分かる書類またはその写し

【ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容】

アクサの付帯サービス⇒アクサ生命の加入者向けサービス

※サービス内容についての詳細は別紙をご覧ください。

【月額掛金】

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

口 数		1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
主契約保険金		50 万円	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円	300 万円	350 万円	400 万円	450 万円	500 万円
保険年齢	性別										
15歳～60歳 S39.12.2 ～H22.12.1	男性	511	1,022	1,533	2,044	2,555	3,066	3,577	3,998	4,329	4,660
	女性										
61歳～65歳 S34.12.2 ～S39.12.1	男性	1,085	2,170	3,255	4,340	5,425	—	—	—	—	—
	女性	762	1,524	2,286	3,048	3,810	—	—	—	—	—
66歳～70歳 S29.12.2 ～S34.12.1	男性	1,434	2,867	4,301	5,734	7,168	—	—	—	—	—
	女性	887	1,774	2,661	3,548	4,435	—	—	—	—	—
71歳(更新のみ) S28.12.2 ～S29.12.1	男性	1,731	3,461	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	1,080	2,159	—	—	—	—	—	—	—	—
72歳(更新のみ) S27.12.2 ～S28.12.1	男性	1,851	3,701	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	1,157	2,313	—	—	—	—	—	—	—	—
73歳(更新のみ) S26.12.2 ～S27.12.1	男性	2,026	4,052	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	1,253	2,505	—	—	—	—	—	—	—	—
74歳(更新のみ) S25.12.2 ～S26.12.1	男性	2,217	4,434	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	1,356	2,711	—	—	—	—	—	—	—	—
75歳(更新のみ) S24.12.2 ～S25.12.1	男性	2,428	4,856	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	1,465	2,930	—	—	—	—	—	—	—	—
76歳(更新のみ) S23.12.2 ～S24.12.1	男性	2,665	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	1,582	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77歳(更新のみ) S22.12.2 ～S23.12.1	男性	2,929	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	1,710	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78歳(更新のみ) S21.12.2 ～S22.12.1	男性	3,213	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	1,880	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79歳(更新のみ) S20.12.2 ～S21.12.1	男性	3,527	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	2,071	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80歳(更新のみ) S19.12.2 ～S20.12.1	男性	3,873	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女性	2,284	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・掛金は更新日（2025年6月1日）の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日（2025年6月1日）となります。（年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヶ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヶ月以下のものは切り捨てます。）

・掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

・71歳から80歳の掛金は更新されるときの掛金です。70歳6ヶ月を超える方は新規加入および増口はできません。

【税法上の取り扱い】

●法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。

(法基通9-3-5) (所基通36-31の2)

●個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

(直審3-8) (所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは2025年4月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて詳しくは所轄の税務署などに必ずご確認ください。

生命共済制度の取扱い

保険期間

保険期間は1年間（2025年6月1日～2026年5月31日）で、毎年自動的に更新されます。保険期間の中途中で加入された方の保険期間は、その加入日から2026年5月31日までです。

加入資格・条件

- 1.姫路商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で、2025年6月1日現在年齢が14歳6ヶ月を超える70歳6ヶ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。なお、70歳6ヶ月を超える方は75歳6ヶ月まで2口限度、75歳6ヶ月を超える方は80歳6ヶ月まで1口を限度に更新のみできます。
- 14歳6ヶ月を超える60歳6ヶ月までの方は1口～10口まで加入できます。
 - 60歳6ヶ月を超える70歳6ヶ月までの方は1口～5口まで加入できます。

※更新時（毎年6月1日）に年齢が80歳6ヶ月超となる場合は、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。

2.新規加入または増額を申込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方＊1に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

過去一年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年内に、別表の病気やけがで手術を受けたこと または継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
	留意事項	・「手術」とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）、カテーテル、レーザー光線、超音波、温熱治療、放射線療法、体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ・「継続して14日以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療、投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	・「14日以上にわたる」とは、合併症、続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療、投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません） ・「治療」には診察、検査および食事療法、運動療法も含みます。
別表	心臓病（心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、狭心症）、高血圧症＊2、脳卒中（脳出血、脳こうそく、くも膜下出血）、精神障害、てんかん、肺気腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病（肝炎、肝硬変）、腎臓病（腎炎、ネフローゼ、腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷	

* 1 申込日（告知日）現在、正常に就業している方とは加入（増額）申込日（告知日）現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・傷病により公休、休暇などで欠勤している方
- ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（勤務の特別取扱とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など）

* 2 医師の治療、投薬の有無に問わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

3.当商工会議所を退会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのすみやかに脱退手続をお取りください。

4.当商工会議所への入会申込と同時（同日）に本共済制度のお申込をされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

加入日（効力発生日）

毎月20日までにお申込みの場合は、翌々月1日から効力が発生します。毎月21日以降末日までにお申込みの場合は、翌々々月1日より効力が発生します。

※土日祝日などにより締切日が早まることがありますのでご注意ください。

※第1回目の掛金が、預金口座の残高不足など事業所の責に帰すべき事由によって口座振替ができなかったときは効力は発生しません。

掛金のお払込み

この制度の掛金はすべて初回から預金口座より自動的に毎月22日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に翌月分を引き落としさせていただきます。掛金は、法人の場合は法人口座から、個人事業所の場合は個人事業主の口座から引き落としいたします。

- ・初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
- ・ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

【取扱金融機関】

三井住友銀行、みなし銀行、姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、但陽信用金庫、西兵庫信用金庫、但馬信用金庫

加入者票の発行

加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。

保険金などの受取人、請求

1.保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。

2.保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただけた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了知を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、当共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。

3.商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者または事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

加入（増額）、脱退、変更の手続

加入（増額）の場合は、所定の加入申込書兼告知書（保険金額変更申込書兼告知書）により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合や金融機関口座の変更などがあった場合はすみやかに当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

配当金

定期保険（団体型）部分（特約を含む）について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、契約者に配当金としてお返しいたします。ただし、中途で脱退された方についての配当金はありません。

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえお申込みください。

- ①ご加入者の個人情報（氏名、性別、生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤定期保険（団体型）契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

加入者（被保険者）のみなさまへ

定期保険（団体型）は、契約者：姫路商工会議所、被保険者：当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者：当商工会議所の会員という契約形態による保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは2025年4月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]

姫路商工会議所 会員サービス担当

〒670-8505 姫路市下寺町43
TEL.079-223-6552 FAX.079-222-6005

[定期保険（団体型）引受保険会社]

アクサ生命保険株式会社
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL.03-6737-7777(代表)

[取扱店]アクサ生命保険株式会社 姫路営業所
〒670-0932 姫路市下寺町43
姫路商工会議所新館4階
TEL.079-282-7738